鎌 監 第 ３７７ 号
令和８年(2026 年)11 月４日

鎌倉市長　松尾　崇　様

鎌倉市監査委員　八　木　隆太郎
同　　上　野　　学

事務執行における検討事項の整理、記録及び組織的な継承について（要請）

令和８年（2026 年）９月 28 日付けで請求のあった、地方自治法第 242 条第１項の規定による住民監査請求（鎌倉市職員措置請求書）に係る監査結果については、請求に理由がないとの監査結果を請求人に通知し、貴職にも参考送付したところであるが、当該監査の執行に当たって判明した課題について、以下のとおり要請する。

鎌倉海浜公園水泳プールの更衣室棟等については、約 15 年という長期間にわたり、毎年度の設置・撤去を伴う「仮設運用」という異例の形態が継続されたにもかかわらず、その判断の根拠となる関係法令の具体的な検討内容など、常設施設の建設の支障となった事実の記録が行政文書として十分に保持されていないことが確認された。

このような事務執行のあり方は、事案の当不当を判断する前提となる事実認定を曖昧にするおそれがあったと言わざるを得ず、行政の透明性および説明責任の観点から看過できない。

担当部局においては、現在地における更衣室棟等の常設施設の建設に係る法的・技術的な制約事項を改めて整理し、記録するとともに、これを組織内で適切に継承する体制を構築することを求める。